

令和5年度第7回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和6年2月19日（月）午後2時30分から午後3時55分まで
- (2) 場 所 県庁1階 漁業調整委員会室
- (3) 出席者 次のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について（諮問）
⇒ 原案の通り制限措置等を定めることを適当とする旨答申することを決定。
- (2) くろまぐろ及びするめいかに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
⇒ 原案の通り漁獲可能量を設定することを適当とする旨答申することを決定。
- (3) 第1種区画漁業権（魚類養殖）の条件の取扱いについて（協議）
⇒ 原案の通り取り扱うことを決定。
- (4) マダイ及びヒラメの採捕に係る委員会指示について（協議）
⇒ 原案のとおり委員会指示を発出することに決定。
- (5) ウナギの採捕に係る委員会指示について（協議）
⇒ 原案のとおり委員会指示を発出することに決定。
- (6) 漁業法第90条に基づく資源管理状況等について（報告）
⇒ 意見なし。
- (7) くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
⇒ 意見なし。

3 その他

執行部から「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について」報告があった。

※ 委員会前に勉強会（「マダイ・ヒラメの委員会指示に係る漁獲動向」）を開催した。

令和5年度 第7回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和6年2月19日（月） 午後2時30分～

区分	氏名	出欠
漁業者・漁業従事者	〈会長〉 阿久根 金也	○
	川畑 三郎	○
	楠田 勇二	×
	小崎 春海	○
	迫田 洋則	○
	〈会長職務代理者第1位〉 重信 雅彦	○
	田村 眞一	×
	野村 敬司	○
学識経験者	〈会長職務代理者第2位〉 柳原 重臣	○
	佐野 雅昭	○
	西 一樹	×
立	肥後 正司	×
	前田 圭子	×
	前田 祝成	○
出席		9
欠席		5
＜事務局等＞		
	職名	氏名
	事務局次長（技術主幹兼漁業調整係長）	森永 法政
	事務局参事（技術主幹兼漁業監理係長）	富安 正藏
	事務局書記（主査）	上今 達矢
	水産振興課漁業調整係 技術専門員	村田 圭助
	水産振興課漁業調整係 水産技師	山神 諒平
	水産振興課漁業監理係 技術主査	保科 圭佑
	水産技術開発センター 研究員	吉田 悠馬

－令和6年2月19日（月）午後2時30分開会－

【開会】

○森永事務局次長

それでは、ただいまから令和5年度第7回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員14名中9名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承後、マイクがお手元に届いてから行うようにしてください。ご協力をお願いいたします。

それでは、議長に挨拶と議事進行をお願いいたします。

○阿久根議長

はい。皆さんこんにちは。まだ2月も半ばをちょっと過ぎただけなのにこんなに暖かいし、今年はおじゃこも既に大きくなったのが藻についてるらしいと。なんか海の環境が違う、変わったなあって今年は特に何か思いますよね。

私ごとですが、風邪を引いたらもう1か月咳が止まらない。周りを見てもう何か知らないですが熱は出ないのに咳が続いて、世の中が変になったろうという、私が一番変なんです。

【議事録署名者の指名】

○阿久根議長

それでは、早速、私から議事録署名者について、指名するという事によろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○阿久根議長

それでは、今回は柳原委員と前田委員によろしくお願いいたします。

【議題1:知事許可漁業に係る制限措置等の公示について】

○阿久根議長

早速議事に入ります。議題1は、知事許可漁業に係る制限措置等の公示についてです。これは諮問事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○水産振興課（山神水産技師）

はい。水産振興課の山神です。議題1についてご説明いたします。座って説明をさせていただきます。資料は1番となります。1ページをご覧ください。

諮問文の読み上げの前に、文章のタイトルの修正をお願いします。今回諮問させていただくのは、制限措置等の公示のみなのですが、許可の有効期間という文言がタイトルに入ってしまったので、タイトルの中盤からの「及び許可の有効期間」という文言については削除をお願いします。

本議題は諮問事項でありますので、まずは諮問文を読み上げます。

－諮問文－

水振第838号
令和6年2月15日
（水産振興課扱い）

鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○山神水産技師

2ページをお開きください。今回、複数の漁業許可について諮問させていただきますので、それぞれ担当からご説明いたします。

初めに、私の方から固定式刺し網のうち、雑魚建網漁業についてご説明いたします。雑魚建網漁業の許可は、令和6年5月31日をもって許可期間満了を迎えますので、許可の更新に関する制限措置を公示予定です。制限措置については、現在許可している内容と同じ内容としています。操業区域の詳細については3ページ目に示しておりますのでお目通しをお願いします。

許可すべき船舶の数は合計で117隻となっています。現在の許可数が115隻ですので、2隻増加ということになっております。

許可の有効期間は令和6年6月1日から令和9年5月31日、申請する期間は令和6年4月1日から4月30日までとしています。

続いて4ページをご覧ください。固定式刺し網のうち、ヒラメ及び雑魚建網漁業についてご説明いたします。

本件は新規の許可取得の要望があったことによる制限措置の公示になります。要望があったのは、川内市漁協所属の漁業者で、現在は機船船びき網漁業、ごち網漁業等を操業しており、組み合わせ操業による生産性の向上を図り、ヒラメを対象とした雑魚建網を新たに操業したいとのことです。

川内市漁協所属船は、前回更新時まで14隻が当該許可を保有していましたが、現在は13隻となっており、1隻新たに許可を行ったとしても許可数の大幅な増加にはならないことから、許可を行って差し支えないと考えております。

制限措置については、現在許可している内容と同様にしています。許可期間は、他の許可者と更新のタイミングを合わせるため、許可日から令和7年5月31日としています。申請する期間ですが、3月までヒラメの漁獲が見込まれるということで早急に許可が欲しいとのことでしたので、短い期間ではありますが、2月21日から2月29日を申請期間としています。以上で担当分の説明を終わります。

○村田技術専門員

はい。続きまして、資料5ページの小型機船底びき網漁業です。手繰り1種漁業が2件ございます。現在許可しているものの許可期間満了に伴う更新でありまして、いわゆる「カコ甕」、「カコ南」と言われるもので深海に生息するヒゲナガエビを狙う漁業でございます。

操業区域などは記載の通りであり、船舶の数については、前回の更新と比べ、カコ甕が1隻減の11隻、カコ南は増減なしの5隻となっております。

続きまして、6ページの敷網漁業でございます。こちらも許可期間満了に伴う棒受網の更新案件でございます。番号が1から5までございますが、上から東町漁協、北さつま漁協、甕島漁協、県漁協佐多支所、内之浦漁協となっております。操業区域、船舶の数等は表の通りとなっております。

続きまして、7ページからは上今より説明いたします。

○上今主査

はい。敷網のうちロープびきとび魚浮敷網漁業についてです。こちらも一斉更新に伴う諮問になります。十島村の方で1人操業しておりまして、許可の有効期間は令和6年

6月1日から令和9年5月31日となります。申請すべき期間は、4月の1か月間を見込んでおります。漁法図につきましては、15ページに載せておりますので後程ご確認をお願いいたします。

それでは、最後にさんご漁業の許可になります。

取扱方針の改正につきましては、奄美大島海区漁業調整委員会の了承をまだ得られておりませんので、昨年度と同様の枠組みとしての制限措置となります。

さんご漁業につきましては、1年間の許可としておまして、現在有効な許可が3月までとなっておりますので、次の4月から許可を行うために公示をしようとするものでございます。操業期間は1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数・推進機関の馬力数は定めなしとしております。

許可又は起業の認可をすべき者の数につきましては、現在の許可者数である1者としております。漁業を営む者の資格につきましては、資源保護及び漁業調整上、地域（各海域）との調整が整っていると認められる者であり、かつ、当該漁業許可申請に係る対象船に付属する採取船が、目的とする深海さんごを選択的に採取することが可能と認められる者としております。

こちらにつきましては、許可の取扱方針の内容に沿っているものでございます。操業区域につきましては、次の8ページに細かい区域を記載してございますが、宇治、三島村、十島村、熊毛、奄美海域と5つの海域となっております。9ページにはイメージしやすいように操業区域図を添付しておりますので、こちらも後程お目通しください。

申請すべき期間は記載の通りです。さんご漁業につきましては、16ページに漁法等を示した参考図を添付しております。

このさんご漁業につきましては、操業海域が県内3つの海区に跨っておりますので、2月14日に奄美大島海区漁業調整委員会、これはもう答申を得ており、本日、鹿児島海区、明日2月20日に熊毛海区にお諮りすることになっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿久根議長

ただいま県執行部からの説明が終わりましたが、委員の皆様方からご意見、ご質問は。

○重信委員

はい。

○阿久根議長

重信委員。確認なんですけど、さんご漁業について、去年、この海区でも大分話が出たんですけど、熊毛、奄美の2つと鹿児島で3つの海区でこれを改正するって決めない限りは、現状のままずっといくと僕は認識してるんですけど、これを考えるにはどうしたらいいのかな。やっぱり普通に考えれば、鹿児島海区が了承し、宇治漁連からも了解が出たって僕はその業者さんから聞いてるんですけど、鹿児島は鹿児島で、熊毛は熊毛でなど単独での対応はできないんでしょうかね。

このままずっと1つの海区が反対って言えば、改正に繋がらないで、全然進展がないと思うんですけど、そこをどう県は考えて、良策はないもんなのか、県の意見を聞かして欲しいんですけど。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

はい。この件につきましては、まず、全部で5つの漁場がありまして、3海区の鹿児島、熊毛、奄美ということで委員会の方にお諮りしたところです。

1回目は6月に3つの海区でお諮りしまして、鹿児島海区の方で了承いただきまして、熊毛海区と奄美海区については継続協議ということになっておりました。

その後、熊毛海区につきましては、11月に了承をいただきまして、取扱方針の改正に賛成いただいたところです。

奄美海区につきましては、12月に再度協議したところですけども、なかなかまだ理解を得られていないということです。

これらにつきましては、これまで奄美や熊毛の方もだったんですけども、委員の方に説明しながら、理解していただけるように、ご説明してるところですけども、奄美

の方につきましては、今後も委員に丁寧に説明するなどしまして、委員会に、再度協議するという手続きを進めて参りたいと考えております。

○重信委員

はい。

○阿久根議長

はい、重信委員。

○重信委員

今の県の回答によると、いわば現状のまま3海区が賛成をしない限り進展はないということですかね。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

はい。今回の改正につきまして、この深海さんごはワシントン条約など、国際的な取引、主に中国に輸出される場合が多いところなんですけれども、国際的に説明できるような資源管理をしないといけないということで、水産庁の方に相談しながら進めております。水産庁が技術的助言を行った平成27年当時、鹿児島県の許可は1者しかいなかったということがございますので、水産庁の見解としましては、水産庁が技術的助言を出された平成27年度を基準にして総漁獲努力量が増えない形をもって県で管理しなさいということになっておりまして、水産庁の方にも改正内容につきましては、相談しながら進めているところです。

そういう意味で、バラバラというわけにはいなくて、今回の案では許可数は増やすけれども、総漁獲量で管理するという形で行っておりますので、やはりそれぞれの海区で、了解をながら進めていく必要があるということです。

○阿久根議長

はい、重信委員。

○重信委員

今、県から報告のあったことは、既に我々みんなが知ってることなんですよね。総キロ数はもう決められて、私が言いたいのは、ワシントン条約か何か知らないけど、他県は網で採らせて、なぜ鹿児島県だけそうなのって。ちょっと話が飛躍しますけど、マグロにしても、国際条約の中で勝手に押し付けられて、勝手に総キロ数を決められて、やっぱ泣くのは我々漁民ですもんね。

そういうのもひっくるめて、何か策を講じてくれないと、やっぱりここで泣くのも漁民になると思うんですよ。

自分たちでも採りたいっていう話もあったのに、何かこう3海区が納得せんと駄目ですよって言ってずーっとそのまま、また最後は消えていくのかなっていう不安もあるんですよ。

今おっしゃった海区の協議につきましては、少なくとも3海区あるうちの2海区については、当県の方で提案した内容で了承いただいているところですので、あとは奄美海区だけです。熊毛の方も最初は反対ということだったんですけれども、残り奄美だけになっておりますので、丁寧に説明していきたいと思っております。

○重信委員

本当にすいませんけど、民主政治の中で2対1であって、2海区は賛成してるんだから、そういう根本的なところを変えることができないのかって、僕は言ってるんですよ。県が何をしてるんだって僕は言うてないんですよ。

丁寧な説明はもちろん大事だけど、我々連合海区で会長と去年、屋久島に行ったときに、奄美の方々も現状維持のもう一点張りなんですよね。聞く耳持たんとですよ。

だから、努力されて、答えをずっと待っているというのもどうかなあと思うんですけど、何か得策も考えつつ、やってもらえんのですかっていうのが、私の意見なんですよ。

状況はもう全部把握できてるんですよ。こういうような状況だっていうのは、今委員の方々をもう全部、今の私の説明でわかった通り、2海区が賛成したんだからどうにか改正できないかって。改正されないとテーブルの上にものれないということなんです。

そういうのじゃ何も進展がないなあって、今日は意見したんです。以上です。

○阿久根議長
暫時休憩とします。

—休憩—

○阿久根議長
再開します。他に委員の方々、何かございませんか。
ございませんね。そういうことで、県も今、一生懸命努力しているそうなので、よろしくお願ひします。
それでは、議題1の知事許可漁業に係る制限措置等の公示については、原案の通り定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長
では、そのように答申することに決定します。

【議題2:くろまぐろ及びするめいかに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)】

○阿久根議長
議題2は、くろまぐろ及びするめいかに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)です。これも諮問事項です。県執行部から説明をお願いします。

○水産振興課
はい。それでは水産振興課の保科から説明をいたします。右肩資料2番をご準備ください。めくっていただいて1枚目ですが、本日は諮問事項ですので、諮問文をつけております。読み上げます。

—諮問文—

水振第777号
令和6年2月7日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

くろまぐろ及びするめいかに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

このことについて別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

○保科技術主査
次のページをお願いします。次のページからが説明内容の概要の資料になっております。今回諮問いたしますのは、令和6管理年度4月1日から翌年3月31日までを1管理

年度としてますが、このくろまぐろとするめいかの設定について諮問するものです。

まず、1つ目くろまぐろの小型魚、これは30キロ未満のものになりまして、こちらについて説明いたします。国の方から、本県には14.2トン配分があります。

これについては、令和5管理年度と同様の数量となっています。配分方法につきましては、県の資源管理方針に記載しております通り、まず1割を県の留保枠として、残り9割を平成22年から24年のときの実績の平均値の比率に応じて、それぞれ按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲可能量を反映するとしております。

今年度については、(3)にあります通り、直近の3か年、令和2から4管理年度の実績を反映して作成いたしました。表をご覧ください。

いくつか記載がありますが、1番上、鹿児島県定置漁業（上半期）です。小型魚については上半期と下半期で分けて算出をしております。この上半期と下半期を合わせて令和2から4年の平均漁獲量は21トンほどでした。

その他のくろまぐろに対する比率としては78.7パーセントでしたので、こちらを14.2トンにかけまして、配分が10.1トンです。

さらに、上半期と下半期に分けますと、直近3か年で最も多かった実績を上半期の方に数字をはめ込みまして、残りを下半期としておりますので、10.1トンのうちの4.9トンが上半期、残り5.2トンが下半期という形で設定をしております。

続いて、その下の行のその他のくろまぐろ漁業の上半期・下半期でございます。令和2年から4年の平均漁獲量は5.8トンほどでしたので、比率にしますと21.3パーセントでした。これを44.2トンに掛けますと2.7トンという数字になりますので、こちらも同様に上半期と下半期に分けて、上半期が0.9トン、下半期が1.8トンとなっております。県留保枠については、1割となりますので1.4トンとしておりまして、合計14.2トンとなっております。この配分については、令和5管理年度と全く同じ配分となりました。

続いて、2のくろまぐろの大型魚です。これは8.9トンの配分がありました。これも令和5年度と同様です。配分ルールについては、小型魚と同様となっております。表をご覧ください。

定置漁業とその他のくろまぐろ漁業で分けております。令和2から4年の平均漁獲量は、定置漁業が8.2トン、その他が4.8トンとなっております。比率が63.3パーセントと36.7パーセントでした。

県留保枠を抜いた8トンにそれぞれ掛けますと、定置が5.1トン、その他が2.9トン、県留保枠が0.9トンとなり、合計8.9トンとなっております。令和5年度と比べますと、定置網が0.5トン減り、その他の漁業が0.6トン増えた格好となっております。

めくっていただいて、次はするめいかの配分になります。本県においては、具体的な数量ではなく、現行水準ということで目安数量が与えられています。目安数量としては、50トン未満となっております。こちら例年通りの数字となっております。

配分ルールについては、県の資源管理方針に記載がある通り、全量を知事管理区分に配分する、つまり、全ての量を県全体で管理するといったことになっております。

設定としましては、表にあります通り、現行水準となっております。以上で説明終わります。

○阿久根議長

ただいま、県からの説明が終わりましたが、これについて、委員の皆様方からご意見、ご質問ございますか。

特に、意見等がないようですので、くろまぐろ及びするめいかに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定については、原案の通り、漁獲可能量を設定することが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

（「はい。」という声あり）

○阿久根議長

では、そのように答申することになります。

【議題3:第1種区画漁業権（魚類養殖）の条件の取扱いについて】

○阿久根議長

議題3は、第1種区画漁業権（魚類養殖）の条件の取扱いについてです。これは協議事項です。執行部から説明をお願いします。

○水産振興課（村田技術専門員）

はい。資料3をご覧ください。第1種区画漁業権、魚類養殖の条件の取扱いについての協議でございます。1ページをお開きください。第1種区画漁業権においては免許の条件において各漁場のケースの数の最高限度数の台数を示しているところです。

今回、東町漁協、県漁協大根占支所より台数の変更の要望があったところです。

要望の概要の(2)に示しているように、東町漁協においては第33号漁場において、国の事業を活用して養殖係留施設を整備予定としていますが、事業計画の策定において、赤潮発生時に出荷停止となった際、赤潮の影響を受けない外海にある当該漁場から出荷を行うこととして、事業計画を策定しているところですが、総事業費と事業における便益を計算する費用対効果の検討の過程において、必要規模等を検討したところ、免許台数の変更が必要になったということでございます。

次に、県漁協大根占支所については、第91号漁場の行使者が廃業しまして、組合内で行使に関して承継が行われたところですが、当該漁場については、河口域に近く、大雨や台風時にゴミや濁り等の影響が大きい他、養殖係留施設の老朽化も著しい状況であるとして、成長や歩留まりのよい沖側の漁場に生け簀を集約し、より効率的に生産を行いたいということございました。

免許台数の増減については、表の通りであり、増やした分は他の漁場の台数を削減しておりますので、漁協内での増減はございません。

2ページをお開きください。県内部で検討したところ、東町漁協案件については、赤潮発生時の出荷調整漁場として、漁場の活用が十分に見込めること、大根占支所案件については、免許台数の有効活用が図られる他、漁場の集約による効率的な生産が見込めることから、要望された漁場において要望台数分の生け簀を増減する漁業権免許の条件の変更を行いたいと考えております。

なお、委員会の意見を聴いた上で支障がない場合は、指令書発出により条件の変更を行う予定でございます。説明については以上です。

○阿久根議長

ただいま、県からの説明がありましたが、皆様方からご意見、ご質問等ございますか。

ないですね。特に意見等がないようですので、第1種区画漁業権（魚類養殖）の条件の取扱いについては、原案の通り取り扱うこととしてよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○阿久根議長

はい。そのように決定いたします。今日は議題が多いため速やかに行きたいと思いません。

【議題4:マダイ及びヒラメの採捕に係る委員会指示について】

○阿久根議長

議題4は、マダイ及びヒラメの採捕に係る委員会指示についてです。これも協議事項です。説明をお願いします。

○事務局（上今書記）

はい。資料は右上に資料4とあるものをご用意ください。今回の協議に先立ちまして先ほど勉強会をさせていただきました。資料の1ページをお開きください。

現在、委員会で発出しているマダイ・ヒラメの採捕に係る委員会指示の有効期間が、本年3月末までとなっております。期間が満了することから指示の更新についてご協

議いただくものでございます。

まず、1の委員会指示の取扱いについてですが、引き続き体長制限を実施する必要があると認識しており、漁協及び県内の釣具店にアンケートを実施しましたところ、継続して指示を発出すべきとの意見が最も多かったことを踏まえまして、事務局としてはこれまでと同一の内容で有効期間を令和6年4月1日から3年間として発出することとしたいと考えております。

2の指示内容は、マダイについては13センチメートル以下のマダイの採捕禁止、ヒラメについては25センチメートル以下の採捕禁止について定めるものです。新旧対照表は後程説明いたします。3の関係者へのアンケート実施については、令和5年12月に実施しておりまして、集計結果を後程説明いたします。

4のその他についてですが、指示の概要は、記載の通りでして委員会指示の内容は引き続き周知に努めることとします。

2ページをお開きください。制限区域図となっておりますので後程お目通しください。

3ページをお願いいたします。マダイの新旧対照表になります。指示番号、年月日及び有効期間の3点以外に変更はありません。

4ページをお開きください。ヒラメの新旧対照表になります。こちらも3点以外に変更はありません。5ページ及び6ページに更新後の指示全文を記載しておりますので、後程お目通しください。

それでは、7ページをお願いいたします。こちらからアンケートの集計結果になります。まずは、漁協のアンケート結果です。主な項目のみ説明いたします。

Q1は、マダイ・ヒラメを採捕する主な漁法とその着業数ですが、それぞれ表に示している通り、一本釣り、定置網、刺し網、ごち網、延縄、ひき縄、底引き網といった漁法で採捕されております。

Q2は委員会指示の周知状況ですが、9割以上の漁協が十分周知されている、又はある程度周知されているとの回答であり、漁協の皆様には概ね周知が図られているという結果でございました。

そして、指示周知の取組み、委員会指示をめぐるトラブル等の項目がございまして、Q5になるんですけれども、今後、指示を継続して発出することについての問いになりまして、マダイについては全ての漁協、ヒラメについても1か所を除く漁協が継続して指示を発出すべきとの回答でした。

資料の訂正をお願いいたします。＃が並んでいる部分は「100%」となりますので、記載をお願いいたします。

それでは、10ページをお開きください。釣具店に行ったアンケートの集計結果でございます。Q1の指示の把握状況につきましては、マダイでは9割以上が指示の発出を認識しているものの、その半数以上が詳細を知らないという回答でございました。

ヒラメでは4割程度が指示を発出されていることを知らないとの回答でした。

Q2の周知の取組みに関する問いでも、やはり周知が不十分という現状が見えて参りましたので、引き続き釣具店や遊漁者等への周知に取り組む必要があるという結果でございました。

Q3は今後指示を継続して発出することについての問いですが、いずれの指示も8割以上が継続して発生すべきとの回答でした。アンケートの集計結果については以上です。

12ページは参考法令等を記載しておりますので後程お目通しください。

冒頭申し上げました通り、事務局としましてはこちらを踏まえまして、これまでと同一の内容でまた4月から3年間指示を発出することとしたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。ご協議をお願いいたします。

○阿久根議長

はい。ただいま説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございますか。

ないということで、マダイ及びヒラメの採捕に係る委員会指示については、原案の通り指示を発出するというところでよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

それでは、委員会指示を発出することに決定します。

【議題5:ウナギの採捕に係る委員会指示について(協議)】

○阿久根議長

議題5はウナギの採捕に係る委員会指示についてです。これも協議事項です。説明をお願いします。

○事務局(上今書記)

はい。引き続きお願いいたします。今度は資料5になります。

ウナギの採捕に係る委員会指示につきまして、1ページをお開きください。

こちらも現在の委員会指示が、令和3年4月1日から本年3月までの有効期間となっていることから、指示の更新についてご協議をお願いするものでございます。

1の委員会指示の取扱いについてをご覧ください。ウナギ資源の保護については継続して取り組む必要があります。また、関係者へのアンケート調査の結果、指示内容については概ね周知が図られており、現行の指示と同一内容で引き続き指示を発出することについても一定の理解が得られているということ把握しました。

これらを踏まえまして、事務局としては、引き続き委員会指示を発出することとしたいと考えております。

2の指示全文につきましては、またお目通しいただくということで、3の関係者へのアンケート実施について、指示発出の経緯を記載しておりますので、お目通しください。

それでは、2の指示全文関係で2ページをお開きください。新旧対照表になっております。指示番号と発出日、指示有効期間の3点以外は全て同一の内容となっております。

3ページが更新後の全文になりますので、後程お目通しください。

4ページをお開きください。ウナギの採捕に係るアンケート集計結果というものがございます。先ほど触れましたこのアンケート調査の集計結果になります。

まず、調査概要とございますが、85団体へ郵送やメールによりアンケート用紙の送付をいたしまして、全体で約7割の団体に回答いただいております。

主な項目のみ説明いたします。まず、Q1として、現在の委員会指示について、平成29年度以降、禁止期間を10月から翌年2月としているが、この周知状況についてということで、いずれの団体でも約7割以上、十分周知されている、又はある程度周知されていると回答がありまして、概ね周知が図られている結果となりました。

Q2以降は遊漁者の把握状況や、指示周知、その他資源保護の取組みについての問いがございまして、飛んでQ6をご覧ください。

Q6につきましては、現行の委員会指示を、現在の内容のまま3年間発出することについてのご意見ですが、いずれの団体も賛成意見で、現在の内容のまま引き続き指示を発出して支障はないとのご意見でした。

これらを踏まえまして、事務局として、引き続き委員会指示を発出することとしたいと考えております。

なお、このウナギの委員会指示につきましては、内水面漁場管理委員会と、熊毛海区でもご協議をいただきまして、引き続き委員会指示を発出することとなっております。

説明は以上です。ご協議よろしくお願いたします。

○阿久根議長

はい。ただいま説明が終わりました。委員の皆様方からご意見、ご質問ございますか。

ないということで、特にご意見等はないようですので、ウナギの採捕に係る委員会指示については、原案の通り指示を発出することとよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

はい。それでは、そのように委員会指示を発することに決定します。

【議題6:漁業法第90条に基づく資源管理状況等について（報告）】

○阿久根議長

議題6は漁業法第90条に基づく資源管理状況等についてです。これは報告事項ですので、さっと報告してください。

○水産振興課（村田技術専門員）

はい。資料6をご覧ください。漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告でございます。

漁業法改正により新たに加わった報告で、昨年度から当委員会へ報告させていただいております。1ページをお開きください。

当該報告については、法令に基づき漁業権者に報告義務があるもので、そのことが1に記載してございます。

2の報告の内容に記載があるものを、県で作成した報告様式に記載し、漁業権者より報告をいただいております。

取りまとめ結果を3ページ以降に記載しておりますので、後程ご確認ください。今回で3回目の報告となりまして、ほとんどの漁協等から報告をいただいているところですが、一部に記載漏れや記入しにくい箇所もあるようですので、今後、提出依頼を行う令和5年度の報告については、様式の見直しや報告の徹底が図られるよう工夫をしていきたいと考えております。説明は以上でございます。

○阿久根議長

これは報告事項ですので、ご意見ないですね。

【議題7:くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）】

○阿久根議長

続きまして、議題7はくろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用についてです。これも報告事項です。県より説明をお願いいたします。

○水産振興課（保科技術主査）

はい。資料7をもって説明いたします。めくっていただいて1枚目をお願いします。内容としましては、今年度の令和5管理年度における漁獲可能量に変更がありましたので、そちらを報告するものです。

1の概要をお願いします。県の留保枠から配分を行いまして、30キロ未満の小型魚の漁獲可能量を変更いたしました。

2の配分の(1)配分根拠ですが、県の資源管理方針のルールに基づいて配分をしております。当初配分のシェアに基づいて追加配分も今回按分するんですが、定置漁業が79、その他が21という比率がございますので、これに基づいて按分をしております。

(3)各管理区分への配分というところですが、今回の県の留保枠が2.4トンあるうち、0.1トンを残した2.3トンを配分しました。これに先ほどの79対21のそれぞれの比率を掛けますと、定置漁業に1.8トン、その他漁業に0.5トンが追加されることとなります。

③変更後の数量について表をもって説明いたします。

まず、小型魚については、上半期・下半期に分かれておりますが、上半期の現行が11.6トンでした。ただし、実績としては5.8トンという漁獲でしたので、残り5.8トンは下半期に繰り越されております。

下の行に移りまして、下半期5.2トンという枠でしたが、ここに繰り越された5.8トンと、県の留保枠からの1.8トンが追加されまして12.8トンという数字になっております。

続いて、下に移りまして、その他漁業の上半期はもともと2.7トンでしたが、0.2トンという実績でしたので、残り2.5トンを下半期へ繰り越して、その下の行に移りまして、

その他漁業の下半期は1.8トンでしたが、ここに繰越の2.5トンと県の留保枠からの0.5トンが追加されまして合計4.8トンという数字になっております。

県の留保枠については2.4トンでしたが、2.3トン配分したので、0.1トンだけ残っているという状況です。

この内容につきましては、県のホームページに既に公表済みであり、2月2日の県公報によって告示済みという状況です。ただ、小型魚については、定置漁業の方が消化率90パーセントを超え、今、採捕停止命令の準備をしている段階です。

その他漁業においても、採捕停止命令が継続している状況ですので、県としては他の都道府県から融通いただけないか、今模索している状況でございます。

以上で説明を終わります。

○阿久根議長

はい。続きまして、資料8がありますから、引き続きやったらいいんじゃないですか。どうぞ。

○水産振興課（保科技術主査）

はい。資料8をお願いします。まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の運用についての報告です。

こちらでも知事管理漁獲可能量が変更になりますという内容です。めくっていただいて1の変更理由です。このまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を利用する関係県と大臣許可関係の団体があるんですが、それらの関係者合意に基づいて、国の留保枠から追加配分があったというものです。

前回の委員会から2回ほど追加がございましたので、まとめて報告をさせていただきます。12月13日付け、そして2月7日付けで追加配分がありました。

2の変更内容をお願いします。本県に示された漁獲可能量としては14,300トンです。もともと13,000トンだったんですが、これに800トンと500トンの合計1,300トンの追加配分があったものです。

配分ルールについては、県の資源管理方針に基づきまして算出をしております、(3)の変更案をお願いします。

それぞれ、まき網とその他漁業の実績の比率をもって算出しているんですが、まき網の方が10,700トンだったのが11,700トン、その他漁業が現行水準というのは変わらないんですが、目安数量1,000トンだったのが1,170トンに、県留保枠が1,300トンが1,430トンとなりました。

この内容については、既に県のホームページで公表済みですが、明日（2月20日）の県公報にて告示を行う予定になっております。以上で説明を終わります。

○阿久根議長

はい。ただいま、資料8も関連しておりましたので、一緒にやりました。報告事項でしたが、この報告についてご意見、ご質問ございますか。

ないですね。

【その他】

○阿久根議長

はい。他に委員の皆様方から、もう議題は済んだんですが、何かご意見、ご質問ございますか。

私から1点。しらすうなぎの漁が大体終わる頃だと思っておりますが、今年は値段もよくて、豊漁だと聞いておりますが、その分密漁も横行したという話もあったんですが、この取締は県だよ。取締の実施あるいは実績について何かあったら、お願いします。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

取締には2回行ってございまして、大隅方面と薩摩半島方面で実施しました。

○阿久根議長

検挙は。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

検挙はなかったです。

○阿久根議長

しっかり活動しておけば注意喚起にはなってるからね。各所でキロ200万ぐらいしているという話だけど、加世田もよか収入源になってます。

【閉会】

○阿久根議長

これで第7回鹿児島海区漁業調整委員会を閉会します。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

では、どうぞ。事務局。

○森永事務局次長

それでは本日の委員会を終了いたします。どうも、ありがとうございました。

—令和6年2月19日（月）午後3時55分閉会—